

(解答例)

1. いわゆる機能性食品には、健康増進法に規定され、**消費者庁長官**の（注：配付資料はミスプリなので注意）**個別許可**が必要な「特別用途食品」、栄養成分の補給・補完のために利用してもらうことを趣旨とし、一定の規格基準を満たせば許可や届け出なく成分表示できる「栄養機能食品」、企業の責任で形式が整った書類を消費者庁に提出すれば科学的根拠がある機能性を表示できる「機能性表示食品」がある。トクホ（特定保健用食品）は、この3つのどれに入るか？

特別用途食品

2. 食品衛生法で食品添加物は、指定添加物、一般飲食物添加物、天然香料、既存添加物の4つに分かれる。クチナシ色素はこのうちどれに入るか？

既存添加物

3. 細菌性食中毒には感染型と毒素型があるが、乳児の蜂蜜摂取による食中毒は、同じ原因菌による成人の食中毒とは型が異なる。何という菌による食中毒か？ また乳児の場合は何型か？

ボツリヌス菌 感染型

4. 食中毒には原因ごとに異なる季節性がある。例年は細菌性食中毒が夏に多く、ウイルス性食中毒が冬に多いが、2018年は4月から5月にかけて、ある原因による食中毒が件数としては突出して多かった。何による食中毒か？

寄生虫（アニサキス）

5. HACCPは、元々どの機関がどんな目的で開発した食品衛生管理手法か？

NASAの宇宙食管理